

ア 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根（鉄板、瓦、スレート葺き等）、覆い（5年以上の耐久性があるもの）および壁（金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP）が設けられていること。

イ 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。

(4)「屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備」について（第1号ニ(4)関係）

ア 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根（鉄板、瓦、スレート葺き等）、覆い（5年以上の耐久性があるもの）、および壁（金属、コンクリート、スレート、モルタル、FRP）が設けられていること。

イ 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。

3 申請者の能力に関する基準については使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第57条第1項第2号の基準を満たすこと。

参考

【根拠法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第60条

解体業を行おうとする者は、当該事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

【基準法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

第62条

都道府県知事は、第60条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

(2)解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

(解体業の許可の基準)

第57条

法第62条第1項第1号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- 二 解体業許可申請者の能力に係る基準